

令和5年度 事業所職員向け いろは 児童発達支援 評価表

児童発達支援・放課後等デイサービス いろは

		チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ	改善目標・工夫している点
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等 [※] との関係で適切である	6			子どもたちの遊びに対して、部屋のスペース確保を行っている。
	②	職員の配置数は適切である	5	1		送迎などで、不足の場合もある。状況によって少ない配置の時もあるが、その都度皆でカバーして対応できている。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	4	2		構造化された環境づくりを更に検討したい。児発の児童にもよく解るように工夫したい。荷物整理を行う場所、おやつ、食事を行う場所は基本的に決めているので、子どもたちもその時にどこで行うか分かるようになっていない。越えられない訳ではないが、段差はある。
業務改善	④	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	6			職員間で、振り返り→次はこうしてみようかと話し合いをしながら取り組んでいる。
	⑤	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6			
	⑥	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	5	1		
	⑦	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	1	1	4	第三者評価はしていません
	⑧	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6			できるだけ参加できるようにシフト調整をしている。全体会議後など時間をとるようにしている
適切な支援の提供	⑨	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6			
	⑩	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	3	3		
	⑪	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6			
	⑫	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6			時折個人ファイルを見直し、計画書の内容を再確認するようにしている。その子に合った活動などを準備したり言葉かけを行っている。
	⑬	活動プログラムの立案をチームで行っている	6			会議で立案し、担当を振り分けてあるが、職員同士で手伝ったりしながら取り組んでいる。担当スタッフが休みの場合などもみんながカバーしている。
	⑭	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6			ベースは考えてあっても、月単位で新しいものを取り入れたり、児童の様子で適宜変更したりしながら活動している。
	⑮	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	6			

令和5年度 事業所職員向け いろは 児童発達支援 評価表

	チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ	改善目標・工夫している点
適切な支援の提供	⑯ 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	5	1		昼からの勤務の場合、知らない話などもある。
	⑰ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	5	1		共有しているが、遠方への送迎が入っていると共有しそびれることがあったり、送迎に行っている職員への伝達しそびれることがある。毎日決まった時間は設けていないが、その都度共有している。
	⑱ 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6			
	⑲ 定期的モニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6			行っているが、なかなかじっくり見直し、話し合いの時間がゆっくり取れない。
関係機関や保護者との連携	⑳ 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	5			子どもの状況を、他の職員から情報収集してから会議に参加されています。未1
	㉑ 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	5	1		
	㉒ (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	2	1	1	該当児なし。医ケア児、重症心身の子供は利用していない。未1
	㉓ (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	2	2	1	該当児なし。医ケア児、重症心身の子供は利用していない。未1
	㉔ 移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6			通園先の幼稚園等の見学対応や支援状況など情報提供書を作成し渡している
	㉕ 移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5	1		保護者を通して、情報提供を行っている
	㉖ 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	5			未1 連携をとり、提案等も行っています。
	㉗ 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	1	2	3	機会に参加した所を見ていないから。全員ではないが、地域の公園などで他の子どもたちと一緒に遊ぶ機会はある
	㉘ (自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	5			未1
	㉙ 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	5	1		状況は伝えているが、課題についての共通理解ができているかは不明。送迎等で話をする。今日あった事、良いことばかりではなく本当にあった事を伝えるようにしている。
㉚ 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	1	1	3	分からない 未1	
保護者への説明責任等	㉛ 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6			契約時に話されています。
	㉜ 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6			
	㉝ 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	5	1		定期的というより、その都度、随時話をしている

令和5年度 事業所職員向け いろは 児童発達支援 評価表

		チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ	改善目標・工夫している点
保護者への説明責任等	③④	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	3	2	1	遠足時に開催。3月の体育館活動時に親子開催予定
	③⑤	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6			
	③⑥	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	5	1		スタッフ同士でも話し合いなどを行う。
	③⑦	個人情報の取扱いに十分注意している	6			
	③⑧	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5			未1
	③⑨	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	4	1	1	消防訓練時、同じマンションの住民の方もお誘いし、実際に参加して下さった。マンションの一室での運営のため、招待することはないが、お散歩など地域の方々との交流を図るようにはしている
非常時等の対応	④⑩	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	6			
	④⑪	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6			各種委員会の開催後、ホームページやおたよりなどでお知らせしていきます
	④⑫	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5	1		服薬（臨時薬は受け取った職員が、他職員へ周知を行う。服薬など知らないスタッフもいる為、話をする。服薬の場合は、スタッフにあることを事前に知らせている。
	④⑬	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	3	1	1	該当児なし。アレルギーの利用児が現在いない。 未1
	④⑭	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6			気になったことは小さなことでも作成するようにしています
	④⑮	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6			協議会等が開催する研修会に参加した職員からの伝達交流を行い、職員に周知できるよう機会を設けている
	④⑯	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	5	1		身体拘束委員会等で職員間で共通認識を持ち、取り組んでいく。該当する場合には、保護者とも共通理解のもとで記載して対応する